

行財政改革について

一 調査項目

- (一) 区の行財政改革に関する事項
- (二) 都区制度改革（清掃事業移管）に関する事項
- (三) 構造改革特区制度に関する事項
- (四) IT化に伴う庁舎管理に関する事項

二 特別委員会設置

本調査のため地方自治法第百十条及び江戸川区議会委員会条例第四条の規定に基づき、本議会に十二人をもって構成する「行財政改革特別委員会」を設置する。

三 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

(説明)

社会経済情勢の変化に対応した合理的かつ効率的な行政経営を引き続き推進し、強固な行財政基盤を構築することが必要である。

また、平成十二年四月に移管された清掃事業の今後のあり方をはじめ、都区間の事務配分、財政制度、さらには、構造改革特区制度と区の関わりや、電子区役所実現を展望した庁舎の効率的活用策について、引き続き検討していく必要がある。

よって、これらの課題の解決に向けての諸方策を調査研究するため、地方自治法第百十二条第一項の規定により本案を提出する。